

収益性を意識する公共施設について

令和 7 年度第 2 回行政経営市民会議（以下「市民会議という。」）において示された意見を踏まえ、公共施設（※）における収益に対する維持管理コストや一人当たりのコストなど、経営的な視点から施設の採算性を協議するうえで、収益性を意識する施設を抽出しました。

なお、この資料は、本市の個別施設計画改定にあたり、市民会議の議論をさらに深める目的で作成されたもので、市民会議での協議・検討を補助するためのものです。他の用途への利用は想定していません。

○収益性を意識する公共施設

公共施設の中でも、以下の目的を達成するために収益性を意識した運営が求められる施設です。目的と該当施設は次のとおりです。

(1) 利用料収入の確保が必要な施設

集客施設として、自主事業の実施などを通じて市内外からの利用を促進し、利用者数の増加による利用料収入の増額を目指す施設群です。これらの施設では、利用者が支払う利用料の収益が施設運営に重要な役割を果たします。

該当施設：市民文化会館、上杉博物館

(2) 誘客・消費促進により地域経済への波及を図る施設

施設利用そのものは無料であるものの、施設を通じて市の産業や観光情報を発信し、市外から誘客を図ることで市内消費を促進し、地域経済への波及効果を期待する施設群です。

該当施設：上杉記念館、道の駅田沢、道の駅米沢、笹野民芸館、置賜広域観光案内センター

※公共施設とは、地方自治法第 244 条において「公の施設」として定義される住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設に加え、行政の事務を執行するための施設等（市庁舎、倉庫等）も含まれます。営利や収益の確保を目的としておらず、無料で利用できる施設のほか、受益者負担の観点から利用料が設定されている施設があります。

< 地方自治法第 244 条一部抜粋 >

普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。